

協定書（別紙）

国土交通省北陸地方整備局長と一般社団法人日本建設業連合会北陸支部長が締結する「災害時における北陸地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定書」（平成 25 年 4 月 1 日付け）第 10 条に基づき、当該協定に定めのない事項として下記を定める。

記

第 3 条第 1 項に定める乙の会員の出動の要請は、甲が所管する施設以外についても行うことができるものとし、この場合、第 6 条に定める請負契約は当該施設を管理する者と締結することとする。

令和 6 年 1 月 1 日

甲 国土交通省北陸地方整備局長
遠 藤 仁 彦



乙 一般社団法人日本建設業連合会北陸支部長
木 村 淳 二

